

令和 7 年度第 9 回都市経営会議 令和 7 年（2025 年）9 月 8 日（月）開催

I 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 （指摘事項の修正を条件に）承認

【質疑等】

- ・ 12 月議会に提出予定の議案という認識で良いか。
⇒ 9 月議会に提出する予定である。
- ・ 今回のように、給与条例の改正と合わせて補正予算を組まなかったことは過去にあるのか。財源の担保なくして給与条例だけを改正することはできるのか。
⇒ 昨年、一昨年と同様の形で給与条例を改正しており前例はある。予算の裏付けが必要というのは指摘のとおりである。実額の算定が現時点では困難であるほか、今後、人事院勧告への対応も控えているため、予算は 12 月補正で適切に対応していきたい。
- ・ 条例改正による影響として、概算でどの程度要する見込みか。
⇒ 5,600 万円程度と試算している。今後は人事院勧告による正規職員の給与改定も控えているため、これで確定ではない。昨年度は全て合わせると 4～5 億円程度であった。総務省は、人事院勧告による引き上げ分の財源に地方交付税を措置する必要があるため、例年、地方交付税の影響額を試算している。来年度に向けて、地方交付税の算定が実施されていくものと理解している。
- ・ 会計年度任用職員のうち運動指導員について、条例から削除するということは、今後、採用予定がないということか。
⇒ 運動指導員の職種は 10 年以上使われていない。そのため、一旦条例から削除する改正案とした。今後必要になることがあれば改めて調整させていただきたい。
- ・ 今後必要となる可能性があり、条例から削除してよいか懸念している。
⇒ 現状、数多くの職種に名称をつけて報酬単価を設定している。その辺りを条例でどのように整理していくのか検討の余地がある。
- ・ 看護専任教員補助の職種は育休代替などを想定した中で単価を作ったはずである。そこも削除して問題ないのか。条例から削除した後、必要になれば再度追加するというのもどうかと思う。今一度検討されてはどうか。
⇒ 看護専任教員補助の職種は少なくとも 2005 年以降は使用されていない。長年使用していない項目ではあるが、この先使用しないことが確定でないのであれば、条例上、削除せず残すこともできる。指摘のあった運動指導員と看護専任教員補助の削除は取り下げ、削除ではなく、報酬額に必要な変更を加えた上で議会に提出させていただきたい。
- ・ そのような問題が将来的にも生じるのであれば、都度、条例を改正しなくても済むように、同じ単価になっている職種はⅠ類、Ⅱ類など名称を付けてまとめてしまい、その類

に属する職種は規則で定める方が良いのではないか。

⇒ 今後、検討させていただきたい。

2 本市における審議会等への女性の参画状況について（報告）

【報 告】 総務部

【質疑等】

- ・ 育休職員は昇格に必要な在職経験年数がある程度緩和されていなかったか。

⇒ 現時点ではそのような運用にはなっていない。

- ・ 性別による配置先の偏りは今後見直すべきだと思う。現状は、窓口や福祉系の部署には女性が多く、企画系の部署には男性が多い。そのような実態を把握し、偏りを解消していくことによって、昇格へのモチベーションが上がったり、やる気に満ちた若い世代の職員がキャリアデザインを考えるきっかけにもなったりするのではないか。

⇒ 男女で配置先に偏りがあるとの指摘は過去からもある。実態を確認した上で検討していきたい。

- ・ ここ数年の採用面接での印象として、女性が多く、優秀である。他自治体や国でも同様の傾向にある。近年、係長級の若手は女性の比率の方が高くなってきたように感じるが、実際はどうか。

⇒ 20～30代の職員は男性より女性が多い傾向にある。一方で、育児や出産などにより、係長への昇格までの年数は、男性に比べて女性の方が長いことが見て取れる。とは言え、ゆくゆくは男性も女性も同程度の割合になってくると思う。